

個人の寄付金控除

所得税

個人住民税

(所得控除・税額控除)

この法人への
寄付が対象

認定NPO法人
NPO法人※

特例認定NPO法人
一般社団・財団法人

公益社団・財団法人
学校法人

社会福祉法人
更正保護法人

税額控除は「認定・
特例認定NPO法人」と
「一部の公益法人等」に
限定です。

※一部の自治体では指定を受けたNPO法人への寄付が住民税税額控除の対象です。

認定・特例認定への寄付は最大50%の減税に!

- ポイント
- 所得税は必ず減税。住民税は減税となる場合がある。
 - 確定申告(還付申告)が必要。

【寄付金控除のしくみ】

住民税も対象となる場合

30代会社員の例
年収 420万円
課税対象所得 226万円
所得税率 10%

最大約50%の
税額控除 = 減税

“減税”という形で
キャッシュバック
されるんだね~!

税額控除
最大1万4,000円



(所得控除だと)
最大5,600円

国・自治体



通常は「税額控除」の
方が断然お得だよ!



【所得税の計算式】…どちらか有利な方を選択できます。

税額控除

$$(\text{年間寄付金合計額} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{減税額(所得税分)}$$

税額控除上限 減税額は所得税額の25%が限度

税額控除・所得控除 共通上限 年間寄付金合計額は、年間の総所得金額等の40%が限度

所得控除

$$(\text{年間寄付金合計額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率} = \text{減税額(所得税分)}$$

【個人住民税の計算式】

税額控除のみ

$$(\text{年間寄付金合計額} - 2,000\text{円}) \times \text{最大10\%} = \text{減税額(個人住民税分)}$$

都道府県指定分:4% + 市区町村指定分:6% = 合計最大10%

※政令市にお住まいの方は… 都道府県指定分:2% + 政令市指定分:8% = 合計最大10% (2017年1月1日以降の寄付金から適用)

上限 年間寄付金合計額は、年間の総所得金額等の30%が限度

寄付金控除手続きは意外と簡単! ぜひご活用ください!



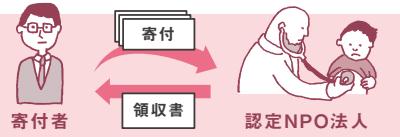
はじめての寄付金控除

寄付金控除を受けるためには「確定申告」が必要です。
(寄付→確定申告→還付)の流れを押さえて、ぜひ活用してみましょう。

1. 認定・特例認定NPO法人に寄付し、領収書をもらう

その年の1月1日～12月31日に寄付

*領収書がないと、確定申告を行えません。団体によって発行時期は異なります。



2. 勤務先から「源泉徴収票」入手

翌年1月頃

*給与所得者も確定申告が必要です。年末調整では寄付金控除は受けられません。



3. 確定申告書と計算明細書を作成し、税務署に提出

翌年2月中旬～3月中旬

*手書き／オンライン作成／電子申告(e-Tax)いずれかの方法で作成します。



4. 還付金の振込を確認する 4月頃～



詳しい情報・オンライン作成は国税庁ホームページへ ▶▶▶ <http://www.nta.go.jp/>

インターネットを使った「オンライン作成」が
カンタンでおすすめだよ!



条件・注意点

- 「年末調整」では適用されません。給与所得者（サラリーマン）であっても2月中旬～3月中旬の確定申告（還付申告）が必要です。
- 寄付者が、寄付金控除を受けるためには「寄付金受領証明書（領収書）」が必要です。送付時期は団体により異なります。無くさないでください。
- 「所得税」では必ず控除されますが、「個人住民税」では寄付者の住民票がある自治体によって扱いが異なります。詳しくは各自治体に確認してください。
- 寄付金受領日は団体への入金日です。クレジットカードやコンビニ決済による寄付では、決済日と団体への入金日の間に1～2か月のズレが生じます。ご注意ください。
- 相続財産の寄付の場合、相続税の非課税措置に加え、寄付金控除も適用可能。ダブルの減税効果です。
- 年間寄付金合計額とは、寄付金控除の対象法人にあてた寄付すべての合計額です。「控除下限額(2,000円)」は寄付先1団体ごとの下限ではありません。少額の寄付でも、ぜひ使ってみてください。

領収書は無くさ
ないようにね!



発行日：2017年6月1日

発行者：認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
TEL: 03-5439-4021 Eメール: npoweb@abelia.ocn.ne.jp
<http://www.npoweb.jp/>

デザイン：佐藤真喜子

Supported by 日本 THE NIPPON FOUNDATION

お問い合わせ先